

13 回あるべき税制研究会・議事録

10月18日、経団連会館にて第13回の「あるべき税制委員会」が開催されました。今回は経済産業省鈴木審議官より、「20年度中小企業税制改正要望について」と題する報告を頂き、その後自由討論に入りました。報告と議論の概要は以下のとおりです。

1、報告の概要

税制改正要望の前提として、廃業率が開業率を上回っている中で、年間29万社の廃業のうち、後継者不在によるものが7万社、それに伴う雇用の喪失が毎年20万～35万人に上ると推定されており、事業承継問題への課題は喫緊の課題となっている。同時に、地域経済を支える中小企業の生産性向上・成長の底上げに向けた投資の加速を図ることも必要不可欠、という2点が今回の税制改正要望の背景である。

具体的な改正内容としては、次の2つである。

第1に、一定の事業継続・雇用確保を要件として、非上場株式等に係る相続税の80%以上の軽減措置の導入である。相続税負担は、会社からのキャッシュ流出・事業拡大の抑制や利益圧縮の要因なので、軽減措置の導入により、事業の継続・発展を通じた雇用の確保や経済活性化を図ることが重要である。欧米では、90年代から近年にかけて事業承継税制が抜本的に強化されてきた。特に、雇用の確保が重視されており、我が国でもその点を配慮した。

中小同族会社の非上場株式等を対象とする。

欧州主要国の事業承継税制と同様、事業に無関係な財産管理会社及び投資目的会社の株式等は対象外とする。

スキームとしては、

経済産業大臣の承認を受けた事業承継計画に即して計画的な事業承継を行った者については、一定の事業継続等を要件に、相続税の軽減措置を適用する。

具体的には、現行の事業用宅地で実現している80%の相続税の課税価格の軽減措置を前提に、非上場株式等に係る相続税の80%以上の軽減措置の導入を図る。

相続税の減額措置の適用に当たっては、事業承継者に対して、一定の事業継続要件を設定する。「事業の継続・発展を通じた雇用の確保及び経済活性化の実現を図るため」とする。

相続後一定期間、雇用を確保することを求める。

事業承継者は、相続後一定期間、経済産業大臣に対して、毎年、事業継続の状況について報告を義務づけ、事業継続要件を満たさなかった者については、軽減された相続税を納税する。

このような事業承継税制の抜本改革に併せ、営業権を始めとする非上場株式の評価についても、事情の変更等を踏まえた所要の見直しを行う。

第2に、中小企業を始めとするIT投資の促進として、中小企業投資促進税制、情報基盤

強化税制の延長を要望する。具体的には、部門間・企業間で分断されている情報システムを連携する投資への支援の拡充、中小企業の IT 投資に対する支援の拡充（対象となるソフトウェアの拡充等）、中小企業の生産性向上に有効な IT のサービス化（SaaS・ASP）を支援対象に追加すること等である。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。